

刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者雇用の推進を図るため、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業者に対し交付する刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により市から訓練等給付費の支給決定を受けた者をいう。

(2) 事業者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事務所又は事業所を有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主であること。

(2) 次のいずれにも該当する障害者（以下「対象障害者」という。）を新たに雇用し、かつ、当該対象障害者の雇用をその開始の日から起算して6月以上継続した者であること。

ア 当該雇用の開始の日前6月の間に法第5条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を受けていた者

イ 第6条第2項の規定による認定を受けた日において市内に住所を有する者。ただし、法第19条第3項の規定の適用を受けている者にあつては、この限りでない。

ウ 1週間の所定労働時間が20時間以上である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とし
ない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1
22号）第2条第1項、第5項、第11項又は第13項に規定する営業を営
む者

(2) 代表者及び従業員が刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2
条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
である者

(3) 市税を滞納している者

（補助対象期間）

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象者が対象障害者を雇用した日
から当該日を起算日として12月を経過する日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象障害者の1週間の所定労働時間の区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 30時間以上 6月当たり5万円

(2) 20時間以上30時間未満 6月当たり25,000円

（認定の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象障害者を雇用した日の翌日から
起算して2月を経過する日までに、刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金補
助対象認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類
を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 履歴事項全部証明書の写し

(2) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の
促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則
の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112
号）様式第6号）の写し

(3) 当該対象障害者の雇用に係る労働条件を確認できる書類の写し

2 市長は、認定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたと
きは刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金補助対象認定通知書（様式第2号）

により、適当でないと認めるときは刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金補助対象認定却下通知書（様式第3号）により当該認定申請書を提出した者に通知するものとする。

（認定の辞退）

第7条 前条第2項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、第4条に規定する期間が満了する前に当該認定に係る雇用を中止するときは、刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金補助対象認定辞退届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し等）

第8条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当したことを把握したときは、第6条第2項の規定による認定を取り消すことができる。

- （1）補助対象者の要件を欠いたこと。
- （2）偽りその他不正の手段により認定を受けたこと。
- （3）認定に係る雇用を行わなかったこと。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金補助対象認定取消通知書（様式第5号）により当該認定者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 認定者は、対象障害者を継続して6月又は12月の間雇用した場合は、各期間を経過した日から起算して10日を経過する日までに、刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金交付申請書（様式第6号。以下「交付申請書」という。）に当該対象障害者に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）雇用契約書の写し
- （2）勤務状況を確認できる書類の写し
- （3）給与明細書の写し

（交付の決定等）

第10条 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、適当でないと認めるときは刈谷市障害者雇用推進企業支援事業補助金申請却下通知書（様式第8号）により当該交付申請書を提出した者に通知するもの

とする。

(実績報告)

第11条 規則第10条の規定による実績報告は、第9条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月30日から施行する。